

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

(水産業振興課)

一

告 示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(二件)

○平成二十八年宮城県告示第八百五十八号(農業振興地域の指定)の一部改正

(農林水産経営支援課)

二

改 正

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

五

○宮城県防除実施基準の変更

(森林整備課)

五

○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

(同)

五

○保安林の指定の解除

(同)

五

○保安林の指定の解除の予定

(同)

五

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

五

○道路の供用開始

(同)

六

○都市計画変更案の縦覧(二件)

(都市計画課)

六

○都市計画の変更

(同)

七

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(同)

七

○土地区画整理事業の換地処分届出

(同)

七

○土地区画整理事業の換地処分届出

(同)

七

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

八

○行政監査の結果の公表

(監査委員)

八

ページ

規 則

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三号

宮城県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及びト」を「ト及びチ」に改める。

第七条中「からト」を「からチ」に、同条ただし書中「又ニ」を「ルニ」に改め、同条第二号八中

「さんま」の下に「の採捕」を加え、同号二及びホ中「リ」を「ヌ」に改め、同号中ヲをワとし、チ

からルまでをリからヲまでとし、トの次に次のように加える。

チ かじき等流し網(かじき、かつお、まぐろ又はさめの採捕を目的とし、総トン数五トン以上

の動力漁船を使用するものに限る。以下「かじき等流し網漁業」という。)

第八条第一項中「ト」を「チ」に改める。

第四十一条の表に次のように加える。

かじき等流し網漁業	次
	の各点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキ
	の各点を順次に結んだ線及び海岸線によ
	り囲まれた海域のうち、宮城県の地先海
	面
	ア 岩手県大船渡市首埼突端
	イ 岩手県大船渡市首埼突端正東十海
	ウ 宮城県気仙沼市御埼突端正東十海
	エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端
	オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海
	カ 宮城県と福島県との最大高潮時海
	岸線における境界点正東二十五海里
	キ 宮城県と福島県との最大高潮時海
	岸線における境界点

第四十四条中「第二号ヲ」を「第二号ワ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)
2 改正後の宮城県漁業調整規則第七条の規定による許可の申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

告 示

○宮城県告示第百五十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百八加入 区	平成十九年宮 城告示第 百十八号 （漁業災害 補償法に 基づく漁 業に係る 加入区に 係る加入 区の設定） で告示さ れた宮城 県漁業協 同組合の 支所の地 区のうち 尾浦の区 域	平成三十 年二月十 三日	牡鹿郡女 川町尾浦 字尾浦五 十十四 鈴木政義 牡鹿郡女 川町尾浦 字尾浦五 十十三 鈴木勝広	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令 第二百九 十号）第 十八條の 四に規定 するほた て貝養殖 業	七人

○宮城県告示第百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数

宮城県第 百九加入 区	平成十九年宮 城告示第 百十八号 （漁業災害 補償法に 基づく漁 業に係る 加入区に 係る加入 区の設定） で告示さ れた宮城 県漁業協 同組合の 支所の地 区のうち 尾浦の区 域	平成三十 年二月十 三日	石巻市伊 原津一八 一 三十一 鈴木祐二 牡鹿郡女 川町尾浦 字尾浦五 十十四 鈴木政義 牡鹿郡女 川町尾浦 字尾浦五 十十三 鈴木勝広 藤田清	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令 第二百九 十号）第 十八條の 四に規定 するほた て貝養殖 業	二人
-------------------	---	--------------------	---	--	----

○宮城県告示第百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成二十八年宮城県告示第百五十八号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年二月二十三日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

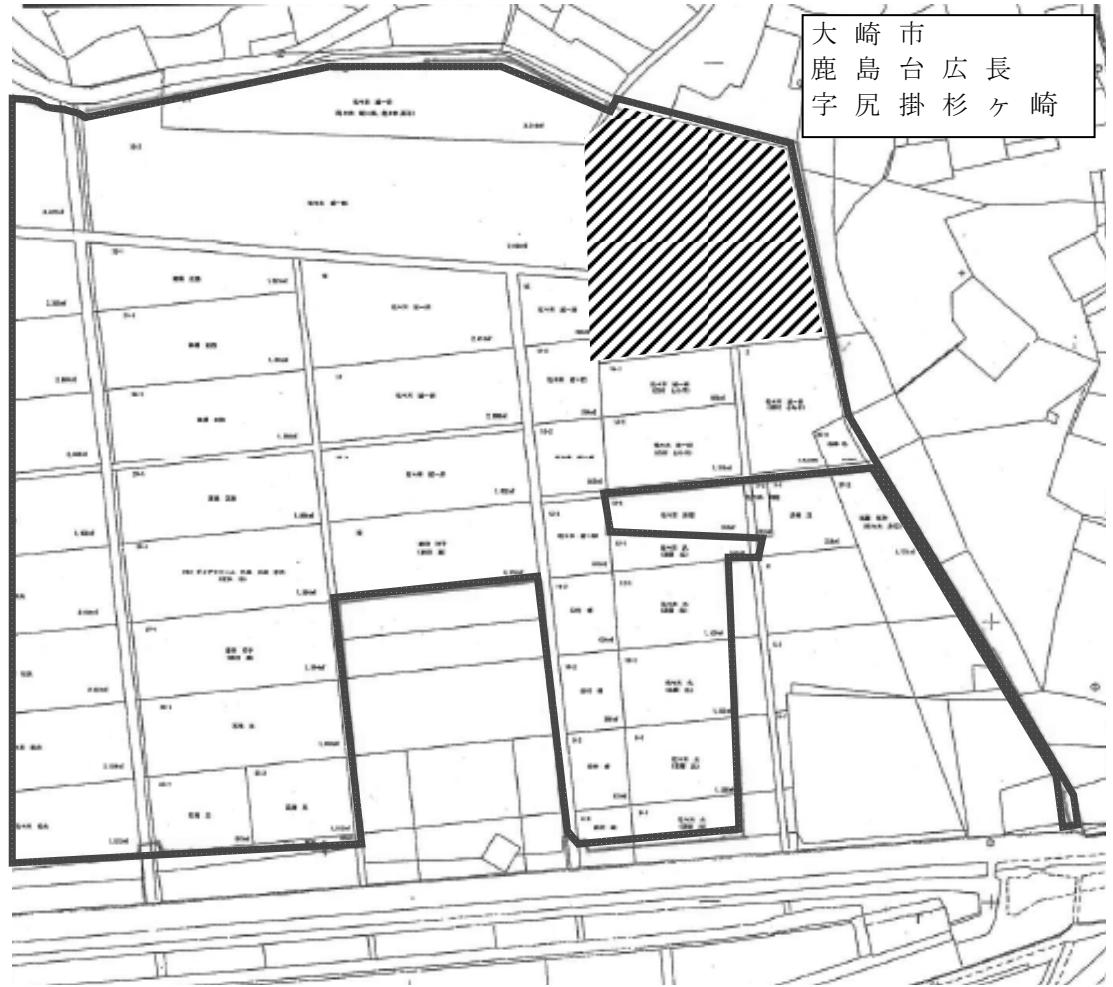
平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市に係る農業振興地域に指定した区域のうち



を



に改める。

○宮城県告示第百五十七号
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成三十年二月二十三日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成三十年二月十三日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第百五十八号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により策定した宮城県防除実施基準を変更したので、同条第四項の規定により、宮城県庁（農林水産部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百五十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により、宮城県庁（農林水産部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小長根二六四の二二から二六四の一四まで、二六四の一六から二六四の一九まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 多賀城停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
多賀城市中央二丁目五一六番地先から	前	一四・〇	一六・〇	一五・〇	多賀城市道多賀城駅前線との重複により供用開始があったものとみなす
同市中央二丁目五一八番地先まで	後	一一・〇	二八・〇	六八・〇	

○宮城県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿島台停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市鹿島台平渡字東銭神三番三地先から 同市鹿島台平渡字東銭神四番四地先まで	前	一一・〇	一一・〇	七六・五
	後	一一・〇	一一・〇	六七・五

○宮城県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	白石柴田線	白石市白川津田字内堀一九番八地先から 同市白川津田字内堀七三番地先まで	平成三十年 二月二十七日 午前六時

○宮城県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
仙塩広域都市計画区域
- 三 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）、仙台市役所（都市整備局計画部都市計画課）、塩竈市役所（建設部都市計画課）、名取市役所（建設部都市計画課）、多賀城市役所（建設部都市計画課）、岩沼市役所（建設部復興・都市整備課）、富谷市役所（建設部都市計画課）、松島町役場（企画調整課）、七ヶ浜町役場（建設課）、利府町役場（都市整備課）、大和町役場（都市建設課）、大衡村役場（都市建設課）

四 縦覧期間

平成三十年二月二十三日から平成三十年三月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに市街化区域を指定しようとする土地の区域

塩竈市 芦畔町の一部

2 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

多賀城市 八幡一丁目及び八幡字一本柳の各一部

岩沼市 玉浦西一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の各全部

富谷市 明石字上向田、下向田、宮前、下折元及び祭田の各一部

大衡村 とさわ台南の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、塩竈市役所（建設部都市計画課）、多賀城市役所（建設部都市計画課）、岩沼市役所（建設部復興・都市整備課）、富谷市役所（建設部都市計画課）、大衡村役場（都市建設課）

四 縦覧期間

平成三十年二月二十三日から平成三十年三月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・四百五号 小池石生線

三・四・四百六号 広畑大森線

三・四・四百七号 小池元館線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

村田町大字村田字小池、末広町、平群、七小路、広畑、石生、二月田、後田の各一部

2 廃止する部分

村田町大字村田字小池、大槻下、末広町、町、広畑、杉ノ内、石生、後田、平群の各一部

○宮城県告示第百六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町新中道土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城県利府町加瀬字新河原四十二番地

三 設立認可の年月日

平成二十六年三月二十日

四 変更認可の年月日

平成三十年二月十九日

○宮城県告示第百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

<p>○宮城県監査委員告示第5号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。 平成30年2月23日</p> <p>宮城県監査委員 齋 藤 正 美</p>	<p style="text-align: center;">監査委員</p>	<p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 東松島市大曲字筒場八十六番八、八十六番九、八十六番十一 宮城郡利府町青葉台二丁目一番地二百四</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 宮城県知事 村 井 嘉 浩 株式会社みつば</p> <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。 平成三十年二月二十三日</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩 塩竈市泉沢町七十六番一、七十六番二、七十六番三、七十六番七、七十六番八 仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号 株式会社みつば</p>	<p style="text-align: center;">公 告</p>	<p>塩竈市 三 事務所の所在地 塩竈市旭町一番一号 四 換地処分の年月日 平成三十年一月十八日</p>
				<p>宮城県監査委員 斎 藤 正 美 宮城県監査委員 石 成 田 由 加 里</p>	